

政府税制調査会海外調査報告（フランス、イギリス）

1. 日程等

(1) 日程

平成 29 年 5 月 1 日（月）～5 月 7 日（日）

(2) 出張者

増井 良啓 委員

土居 丈朗 委員

(3) 随行者

西畠 万季人 財務省主税局調査課課長補佐

長瀬 俊隆 財務省主税局調査課外国調査第一係長

大西 篤史 国税庁課税部課税総括課企画係長

市川 康雄 総務省自治税務局市町村税課課長補佐

(4) 訪問先

[フランス] 公共財政総局（DGFiP）、社会保障中央管理機関（ACOSS）、フランス企業運動（MEDEF）、ルノー、

[イギリス] 歳入関税庁（HMRC）、キングス・カレッジ（Redston 教授）、イギリス産業同盟（CBI）、欧州三菱商事、税理士法人 Ernst & Young（EY）

2. 調査概要

今回の政府税制調査会海外調査では、経済活動の ICT 化や多様化を踏まえ、各調査国における、

(1) ICT の活用を含めた納税者利便の向上等に向けた取組

(2) 新しい経済への対応を含めた制度の信頼性向上に向けた取組

をはじめとする、納税実務等を巡る近年の環境変化への対応について聴取した。本報告書は、その概要をまとめたものである。

【フランス】

(1) ICT の活用を含めた納税者利便の向上等に向けた取組

① 個人所得課税の申告手続

- ・ 給与所得や金融所得等を合算して課税する総合課税方式を採用しており、税額については、納税者が申告を行った上で公共財政総局（DGFiP、国税庁に相当）が決定する、賦課課税方式。こうした制度の下、納税者利便の向上等の観点から、DGFiP においてキャピタルゲイン等の一部の項目を除く事項を、あらかじめ記入した「記入済申告書」を作成し、納税者に提供している。
- ・ 社会保険料や社会保障税の徴収、社会保障給付の手続と情報管理を効率化するため、DSN と呼ばれる単一の情報管理・共有のためのネットワークシステムが構築されている。企業（雇用主）、DGFiP、社会保障関係の徴収・給付機関が DSN 上でつながっており、企業からシステム上に申告された給与や雇用に関する情報は、これらの全ての関係者に共有されるため、社会保障の徴収・給付に関わる様々な手続が電子化・一元化されている。
- ・ 世帯の所得や就業状況の変化等を税額に迅速に反映するため、2019 年 1 月以降、給与所得者に対する所得税の源泉徴収制度を導入することとされている。G7 ではフランスだけが未導入であったが、これにより「税制の効率化と近代化を図る」としている。同制度の運用には、DSN を活用することとしている。当初はオランダ前大統領の決定により 2018 年 1 月から導入予定であったが、2017 年 5 月の大統領選挙で勝利したマクロン新大統領は、源泉徴収が企業に与える影響を見極めるため、制度設計を改めて精査し、一定の試行期間を設ける必要があるとして、制度の正式な導入を 2019 年 1 月まで延期することを表明した。

② 電子化を通じた納税者利便の向上

- ・ 納税者利便の向上のため、個人及び法人が DGFiP のポータルサイト上にウェブアカウントを開設し、申告・納税に係る情報取得や手続等を全て行えるようになっており、モバイル端末も使用可能となっている。
- ・ 電子申告の利用状況は、所得税 50%（2016 年時点）、法人税 96%、付加価値税 82%（ともに 2013 年時点）。法人税、付加価値税については電子申告を義務化済で、所得税についても今後段階的に義務化していく予定。

【個人所得税制度における金融所得の扱い・記入済申告書について】

- 金融所得を原則総合課税化したのは 2013 年だが、全国的に記入済申告書制度が導入されたのは 2006 年である。元々は、一部の利子・配当所得は分離課税も選択可能であり、キャピタルゲインは全て分離課税であったが、金融所得に係る税率が低くなる場合が多く、高所得者優遇と受け止められがちであったため、「勤労所得と同じ税率で課税されるべき」としてオランダ大統領（当時）が総合課税化した。（DGFiP）

- 所得税は賦課課税方式、法人税は申告納税方式である。これは、所得税の方が、課税ベースの内容、家族構成に応じた控除等の有無、累進課税等が複雑であるためである。(DGFIP)

【記入済申告書】

- 記入済申告書制度は、納税者利便の向上等を目的として、税務手続コストを税務当局が負うもの。所得税の申告書には、以前から家族情報等はあらかじめ記入されていたが、その後、2006年に給与所得等の情報が、2009年には利子等の金融所得の情報が、それぞれあらかじめ記入されるようになった。金融機関は個人に対して金融所得額を通知するとともに、DGFIPに調書を提出することになっており、DGFIPはこの情報を基に記入済申告書を作成する。(DGFIP、MEDEF)
- キャピタルゲインは、原則として記入済申告書にあらかじめ記入はされず、納税者がネットのキャピタルゲイン総額を記入して提出する。また、有価証券保有高に応じた控除等を受けるため、含み益・含み損それぞれのグロスの金額を別の添付書類にも記入し、提出する必要がある。納税者が1つの銀行のみで有価証券の売買を行っており、銀行がネットのキャピタルゲイン総額を計算する場合、例外的にあらかじめ記入済申告書に記入されることもある。(DGFIP)
- 資産課税である富裕税は、資産総額に応じて申告方式が異なる。資産総額が130万ユーロ(1.5億円)~257万ユーロ(3億円)未満の納税者は、所得税の記入済申告書に、資産情報を記載し、同257万ユーロ以上の場合、資産の詳細をリスト化して別途申告が必要。自主申告が前提ではあるが、資産状況に照らして申告義務があると思われる納税者には、DGFIPから申告を促す通知を送付することもある。(DGFIP)
- 記入済申告書には、送付時点では各所得等の金額のみが記載されており、納税者が提出する時点でも納税額は記載しない。所得税の納税額は、社会保障税の納税額と合わせて、DGFIPが送付する賦課決定通知書に記載される。実務上は、電子申告が完了した時点で画面上に見込納税額が表示される仕組みとなっており、通常この額は賦課決定通知書の額と一致する。政府提供のオンラインツールを利用してシミュレーションを行うこともできる。(DGFIP)
- 個人所得税は賦課課税方式ではあるものの、記入済申告書に記載された事項を確認し、加筆修正する責任は納税者にあり、納税額も、原則として納税者が最終的に提出した申告書の内容に基づいて決定される。(DGFIP)
- 記入済申告書制度で重要なのは、DGFIPに集められた情報のマッチングである。DGFIPは、納税者の氏名・生年月日・出生地・社会保障番号(NIR)等の様々な個人情報を把握しているが、例えば金融機関は、顧客の氏名・生年月日・住所等の一部の情報しか把握していない。そのためDGFIPは、金融機関等がDGFIPに提出したデータと、自らのデータベースをマッチングする必要があり、マッチングが困難と判断された情報は、記入済申告書には記入されないまま納税者に送付される。(DGFIP)
- 「『記入済申告書に記載されていない所得はDGFIPに把握されていない』との予断を納税者に与え、適正な申告を阻害するのではないか。」との指摘もあるが、複数の銀行口座を保有し

ている場合や、所得区分が多岐にわたる場合等は誤申告・課税漏れのリスクも大きく、それに比べれば、記入済申告書制度を利用した不正申告のリスクは小さいものとする。(DGFIP)

- DGFIP での記入済申告書の記入やマッチングは、システムが機械的に行っており、職員が直接処理するのは、納税者から記入済申告書の記載内容の誤りについて申し出があった場合等に限られる。機械的にマッチングした後で行われる自動確認作業でエラーが発見される割合は、NIR とのマッチングができていない給与・年金収入は5%以下だが、金利収入だと5~10%程度。エラーの原因は、DGFIP のシステムの場合もあれば、第三者から提出された調書の情報が不十分な場合などもある。(DGFIP)
- 原則として、全ての納税者に対し、何らかの情報が記入された記入済申告書が送付されている。初期設定では、紙の申告書も郵送されるが、電子申告を行う際に DGFIP に対し「紙の申告書は不要」と意思表示を行った納税者は、その後、電子申告書のみ提供される。(DGFIP)

【DSN システム】

- DSN は、社会保障の徴収・給付のため 2013 年に構築された、国内の企業と DGFIP、社会保障関係の徴収・給付機関をつなぐネットワークシステムであり、2017 年 1 月からは、全企業に利用が義務付けられた。DSN を使わない企業には、従業員 1 人当たり、1 か月につき 50 ユーロ（6 千円）の課徴金が科される。現在、DSN の取扱対象となっている情報は、給与、社会保険料、従業員の採用・解雇状況、社会保障給付の状況など、給与所得者の社会保険・労働関係の情報が中心で、徐々にその範囲を拡大している。源泉徴収制度が導入されれば、それに必要な情報も共有される予定。今後、全ての個人の給与や社会保障等に関する全情報が 1 つのシステム上に集約・共有されることを目指している。ただし、その後も、税の申告・納税手続は、DSN とは別の、DGFIP 独自のシステム上で行われる予定。(MEDEF、ACOSS)
- 自営業者は DSN に加入していないため、収入・経費等の情報を、「Net-Enterprises」と呼ばれるポータルサイトに入力し、そこから DSN にデータが移行され、ACOSS の監督下にある社会保障・家族手当保険料徴収連合 (URSSAF) が徴収額を通知する仕組みとなっている。「Net-Enterprises」は、フランスが行政手続の電子化のために構築したネットワークシステムであり、DSN はその一部である。DGFIP は、最終的にこのシステム 1 つで、全ての個人の社会保険・労働関係の手続を完結させることを企図している。(ACOSS)
- 所得税は世帯単位課税であるが、給与に対する所得税の源泉徴収はないため、DGFIP は納税者の家族情報も把握しているものの、企業は従業員の家族情報を把握していない。この点、企業は従業員の給与から社会保険料を天引きし、ACOSS・URSSAF に納付してはいるが、これはあくまで個人単位で徴収されており、料率も給与額によって決まるため、企業は家族情報を把握する必要はない。加えて、同じく企業等が給与・年金から源泉徴収し、ACOSS・URSSAF に納付している一般社会税 (CSG) 等の社会保障税も、給与等に比例税率で課されているため、企業は家族情報を知る必要はなく、DSN 上では共有されていない。(ACOSS、MEDEF)
- DSN の導入に当たっては、これまで独自のシステムで給与明細書を作成していた大企業については、自社のシステムを改修するコストがかかったほか、中小企業についても、使用して

いた一般のソフトウェアを DSN 対応のものに買い換える費用など、一定のコストはかかったものと思われる。(ACOSS)

【給与所得に対する源泉徴収制度の導入】

- フランスは、他の先進諸国と異なり、納税者個人が給与を含む全ての所得を申告するシステムを採ってきたが、自己申告は、手続に時間がかかる上に間違いも生じやすく、誤申告や課税漏れの原因にもなり得るといった問題があった。オランダ政権（当時）で、2018 年 1 月から源泉徴収制度を導入することが決定されたが、これが実現すれば、所得税制度は大きく簡素化され、DGFIP の徴税事務の効率化・迅速化が図られることが期待される。(ACOSS、DGFIP、ルノー)
- 源泉徴収時に適用される税率は、原則として、当該従業員の直近の年間世帯所得額や家族構成に基づいて DGFIP があらかじめ算出し、雇用者に通知する。出生や離婚等の家族情報の変更事由が生じた場合には、納税者からの報告に基づいて、DGFIP の側でそれらをできる限り速やかに当年の税率に反映させる予定であるため、雇用者は、従業員の家族情報を知る必要がない。しかしこの方式では、通知された税率を知ること、当該従業員の給与以外の所得状況等を、雇用者が推測できてしまうおそれがあるため、当該企業における所得のみに基づいた税率を雇用者に伝達し、それによって生じた徴収税額の差は事後的に確定申告を行って精算するという方式も、納税者の側で選択できるようにする予定。いずれにせよ、企業の立場としては、従業員のプライバシーに踏み込むことは極力避けたいと考えている。(ルノー)

【オンラインの申告・納税手続】

- DGFIP は、個人や法人のみならず、地方自治体、その他行政庁、病院等にかかれた、統一的なポータルサイト (Impôt. gouv) を設けて、税務に関する様々な情報を提供するとともに、納税者が必要な手続等を行えるようにしている。同サイトでは、個人・法人ともに、ID やパスワード等を登録してアカウントを作成することで、納税者自身が納税額等の情報を把握したり、所得税、法人税や付加価値税等の申告・納税を行ったりすることが可能。パソコンだけでなく、スマートフォン等のモバイル端末からもログインできる。(DGFIP、ルノー)
- 電子化により、総じて、税務手続の簡素化や情報処理の迅速化、セキュリティの向上等が実現した。例えば、かつては法人税納付額等の証明書を受け取るのに 1 週間近くを要したが、今はオンラインで受け取ることができる。また、かつては申告書を税務署に郵送していたため、紛失や遅配等の問題が生じ、配達が間に合わなかった場合には、消印の日付について納税者と DGFIP の間で論争になることもあったが、電子化によりこうした問題は解消された。(ルノー)
- 付加価値税の電子申告手続は比較的スムーズだが、還付手続には時間がかかり、通常でも申告日から 12 日程度を要するほか、DGFIP とのやり取り次第では 3 か月程度を要することもある。なお、今月の還付分と相殺できる納付分が翌月に確実に生じる場合は、還付を受けることなく翌月に相殺することも可能となっている。(ルノー)

【個人識別番号の活用・行政機関間の情報共有】

- 社会保障番号（NIR）は、フランスで生まれ、またはフランスに居住する個人に付与される識別番号であり、経済財務省傘下の「国立統計経済研究所（INSEE）」が付与する。この番号の使用については、「情報処理及び自由に関する国家委員会（CNIL）」が厳しく監視しており、社会保障以外の目的、例えば納税者番号、銀行の口座開設、土地・建物の取得、選挙人登録、パスポート申請等に使用されることはない。納税者が初めて納税する時に付番される税務識別番号（NFR）というものもあるが、この番号は税務行政上の管理業務のみに用いられ、他の個人情報等とは紐付けされていない。（DGFIP、ACOSS）
- DGFIP が個人の NIR を知り得るのは、税務調査等に際して個人の給与所得の有無等を確認する時で、給与支払明細書及び医療保険に関することに限定される。給与所得者や年金受給者については NFR と NIR のマッチングを行っているが、あくまで税務申告のためであり、作業に従事できる職員は限定され、一度マッチングさせたデータも作業後に毎回廃棄している。（DGFIP、ACOSS）
- 他にも、出生証明制度と、個人証明用の ID カード制度が存在するが、これらは、日本における戸籍や住民票とは性質が異なる。ID カードは個人の申請に基づき発行されるが、所持していないと不便なため、国民の大多数が保有している。申請窓口は市町村だが、所管官庁は内務省である。NIR 等、他の個人識別情報との紐付けは一切されていない。（DGFIP）
- 国内金融機関における全口座の開設・閉鎖の情報を管理する制度（FICOBA）はあるが、個人口座と NFR や NIR とは紐付いておらず、銀行が把握する氏名等の情報のみが管理されている。また、FICOBA では、口座の残高等の情報までは分からない。（DGFIP）
- 不動産登記情報は、DGFIP の所掌であるため、組織内部で共有可能であり、日本の国税庁と法務局・地方自治体の間にあるような、情報共有の問題は生じない。（DGFIP）
- 事業者についても、INSEE が個別の事業所番号（SIRET）を付している。1990 年以降、企業の行政手続のワンストップ化が進められており、窓口で事業所設立の申請をすると、INSEE に情報が共有されて SIRET が付されるほか、社会保障機関等にも情報が共有される。SIRET は、事業者が「Net-Entreprise」を使う際などに用いられる。金融機関での口座開設時に SIRET の登録を求められる場合もあるが、企業の保有資産には付番されていない。なお、SIRET は公開番号で、インターネット上で検索し、企業を特定することが可能となっている。（ACOSS）

（２）新しい経済への対応を含めた制度の信頼性向上に向けた取組

制度の信頼性向上及び納税者利便の向上等を実現していくために必要となる各種情報（日本における給与・利子・配当等に係る支払調書とおおむね同様の情報）が DGFIP に提供されており、それらの情報により「記入済申告書」が作成される一方、納税者からの申告内容との恒常的なマッチングは行われておらず、必要に応じ、質問検査権等により取得した情報に基づき、申告内容の適正性を確認している。

新しい経済への対応については、税務調査における既存の情報提供要請権限の見直しやシェアリングエコノミーに係るプラットフォーム事業者に対し新たに情報の提供を義務付けるなどの対応を行っている。

- ・ インターネットを利用した脱税行為等の新たな問題に対応するため、税務調査における既存の情報提供要請権限（「コミュニケーション権（法定資料提示要求権）」）を2014年に見直し、対象となる情報や対象者の範囲を拡大した。個人情報保護に携わる独立行政機関（「情報処理及び自由に関する国家委員会（CNIL）」）による監督の下、不特定の調査対象者に関する情報の提供要請も可能とした。
- ・ 資料提供等を拒否した場合には、1件当たり5,000ユーロ（58.5万円）の課徴金を賦課することとし、情報提供要請権限を担保している。
- ・ 新しい経済活動に対応するため、給与・利子・配当等に関する支払調書に加えて、シェアリングエコノミーに係るプラットフォーム事業者に対し、サービス提供者の取引情報の提供を、2020年から義務付けることとした。

【法定調書・資料情報の提供要請、調査の仕組み等】

- 日本の法定調書に相当するものは存在する。日本は各所得区分の性質等に応じて各種調書を細分している印象を受けるが、フランスでも一定数のカテゴリーを定めている。とはいえ、日本とおおむね同様の情報を取得していると言える。（DGFIP）
- 生命保険料や医療費の控除制度はないが、寄附金控除のほか、多くの所得控除・税額控除制度がある。所得税の申告書に別表が多いのはそのためである。控除の適用には証明書類を要するが、申告書への添付義務はなく、保存義務が課されているのみである。電子申告の場合はそもそも物理的に証明書類の添付が困難であることもあり、簡素化・利便性向上の観点から、紙申告の場合についても併せて添付不要とした。添付書類がないとDGFIPのチェックが甘くなるとの指摘もあり得るが、税務調査に入った時に必要な証明書類がなければ課徴金や遅延金等が科されるので、納税者に対しては抑止力が働くと考えている。（DGFIP）

【帳簿書類等の電子化の進展】

- 2016年冬の法改正により、電子で受け取った帳簿等の経理データを利用して、DGFIPが遠隔で税務調査を行うことが認められた。ただし、大企業の電子帳簿データは容量が膨大なため、本制度は基本的には小規模企業を念頭に置いたものであると考えている。電子帳簿等の利用は義務化されてはいないが、紙で作成・管理する企業は減っているものと思う。（MEDEF）

【新しい経済に対する情報提供要請の仕組み】

- 現状では、Airbnb等のシェアリングエコノミーに係るプラットフォーム事業者からの情報提供は受けられていないが、2020年から、プラットフォーム事業者に対し、サービス提供者の取引情報をDGFIPに提出することを義務付けた。2020年からとしたのは、事業者側にシステム整備等の準備期間を与えるためである。ただし、AirbnbやUBER等の企業の多くはフランス国外に所在しているため、どこまで情報を取得できるかは懸念している。また、一部の事

業者は、プラットフォームを提供するだけで細かい取引情報までは把握していないことがあり、新制度の下でも情報を得られない可能性もある。この法律は、新しいビジネスモデルにとりあえず対応するためのものであり、今後改善されていくものと思う。(DGFIP、MEDEF)

- コミュニケーション権は、DGFIP が、納税者自身や第三者に資料や情報の提供を要請できる権限である。法律に限定列挙された一定の範囲の者に対して、情報の提供を求めることができ、DGFIP の局長の責任と判断で発動することが可能で、裁判所等の許可は不要である。(DGFIP)
- コミュニケーション権に基づく要請に応じない場合は、要請 1 件につき 5,000 ユーロ (58.5 万円) の課徴金が科される。2014 年に見直しが行われ、2015 年からは、例えば、ある企業に対して、一定期間中に一定額以上を購入した顧客の情報の提供を求めるといったように、不特定の対象者に関する情報の提供も、要請可能となった。(DGFIP)
- 近年、国際的にパナマ文書や UBS 顧客リストの盗難等の事件が相次いでいることもあり、議会での議論も、DGFIP の権限の強化を求める方向で進んでいる。今国会に提出された予算法でも、税務調査における DGFIP の権限の強化が図られている。(DGFIP、MEDEF)
- このような DGFIP の調査権限の見直しに対しては、一部の世論に懸念を示す声もあり、CNIL に意見の具申が求められたが、CNIL は政府による見直しの方針を支持した。ただし、見直しが行われた後も、DGFIP は引き続き CNIL の監督の下で権限を行使することとされている。また、行使要件は法律にリスト化されており、権限を行使できる者も、DGFIP の特定の職員に限定されるなど、条件が定められている。(MEDEF)
- シェアリングエコノミーに関する情報の把握にコミュニケーション権を活用できるかという点、本権限の行使は CNIL の監督下で行われており、調査対象がある程度絞られていて、かつ調査動機が適切であるかどうか等一定の制限がかけられているため、慎重な判断が必要となる。本権限の行使は、課税標準の確定及び税務調査を目的とする場合に限定される。前述の、2020 年施行の新たな法律は、調査に至る前の段階で情報を申告させるもので、対象を特定することなく、全プラットフォーム事業者に適用される点に意義がある。(DGFIP、MEDEF)
- コミュニケーション権が発動され得る事例としては、例えば、税務調査を通じてある納税者 A に不正行為を助言した会計士の存在が発覚し、当該会計士が別の納税者 B に対しても同様の助言をした事実が判明したものの、その納税者 B が誰なのかが特定できない場合には、DGFIP はコミュニケーション権を用いて、当該会計士に対し、納税者 B の情報の提供を求めることができる。(DGFIP)
- DGFIP のみでは対応できない大規模な脱税や不正事案等の極端なケースの場合は、裁判所の判事や国務院のメンバーを構成員とする第三者委員会の許可を得た上で、内務省や警察を含む国家税法違反取締班 (BMRDP) という税務上の刑事捜査チームが調査することになる。(DGFIP)
- コミュニケーション権は、国外は適用対象としておらず、DGFIP が国外の情報を必要とする場合は、行政共助を条約で取り決めている外国当局に要請し、提供してもらうことになる。また、国内企業の情報が国外サーバに保管してあるケースも問題で、国際共助条約を結んでい

る国であれば情報提供要請も可能だが、現在フランスが共助条約を結んでいる非 EU 加盟国は 11 か国のみとなっている。EU 加盟国同士ならば共助制度が存在するが、米国等の非加盟国で共助条約を結んでいない国に所在するデータにはアクセスできない。(DGFIP)

【電子インボイス】

- インボイスは、申告書に添付する必要はないが、証拠書類として保存する義務がある。保存義務は 6～10 年間で、税務調査時に求められたものは全て提出する必要がある。(ルノー)
- 2013 年の EU 指令で、電子インボイスの真正性を担保するため、①電子署名入りの保存、② EDI システム（企業間及び企業と政府間のデータ送受信システム）を利用したの保存、③紙での保存が認められた。紙の場合、書き直し等の不正が行われる可能性が高く、契約書等の確認書類によるオーディットが必要になる。EDI システムでは、インボイスが発行されたままの形で保存され、データの事後改変ができないため、各企業は徐々に EDI システムにシフトしている。ただし、EDI システムは、取引当事者の一方が使っていない場合は使用できないため、紙でやり取りすることになる。(ルノー)
- 2017 年 4 月からは、紙で発行されたインボイスをスキャン等により PDF 化して、電子的に保存することも認められるようになった。(DGFIP、ルノー、MEDEF)
- 電子インボイスについては、企業間の取引等で使用することが認められている。ただし、企業には電子で発行する義務は無く、紙のインボイスと同様に、DGFIP に恒常的に提供する義務もない。政府がビッグデータ等の目的で活用するために電子インボイスを集めるといったことも特段してはいない。(DGFIP)

【電子インボイスに関するペナルティ】

- 電子インボイスについては、紙のインボイスと同様に偽造や記載漏れ等の問題が生じていることから、DGFIP では、対策として電子署名や EDI システムの利用等のセキュリティ確保策を講じており、もし企業がこれらのルールを守らなかった場合には、DGFIP はインボイス自体に正当性がないとみなすこともある。また、インボイスに不審な点が見つかった場合には、当該取引に関する記録を遡って提出することを求め、確認することもできる。(DGFIP)
- 企業には、税務調査時に DGFIP に対して必要なインボイスを提示する義務があり、もし提示できなかったときは、後日インボイスが見つかったり、あるいはインボイス以外の書類で事実関係を証明できたりした場合でも、仕入税額控除は認められない。また、インボイスの偽造が発覚した場合も、当然、仕入税額控除は認められない。なお、電子インボイスの偽造に対する罰則は、紙のインボイスの偽造の場合と同じであり、当該インボイスの金額の 50%相当の課徴金が科される。加えて、偽造の結果、当該企業の売上高が大きく変わる等、悪質な事例の場合には、更正後の税額の 100%相当分の課徴金を追加で支払うことになる。(DGFIP)

【公共調達における電子請求書の使用の義務化】

- 現在、公共調達に関わるサプライヤーを対象に、電子請求書の使用を義務付け始めている。

約8万ある公的機関全てとの取引がその対象で、中央政府、県、市町村から公立病院等まで含まれる。やり取りは、政府が整備する専用プラットフォーム上で行われる。国防等の機密情報を含む一部の請求書は例外だが、原則として全ての公共調達取引について、電子請求書の使用を義務化する方針である。対象となるサプライヤーは、今後4年間かけて段階的に拡大していく予定であり、第1段階として、2017年1月から大企業の使用を義務化した。今後、第2段階として2018年から中堅企業を、第3段階として2019年から中小企業を義務化対象に加え、最終的には、2020年から零細事業者を含む全ての企業を対象に義務化する計画である。(DGFIP)

(備考) 邦貨換算レートは、1ユーロ=117円(裁定外国為替相場：平成29年(2017年)1月中適用)。

【イギリス】

(1) ICT の活用を含めた納税者利便の向上等に向けた取組

税務手続コストの削減と税務情報の適時適正な把握のため、税務に関わるほぼ全ての情報のやり取りを電子化する取組「Making Tax Digital (MTD)」を推進している。

① 個人所得課税の申告手続

- ・ 給与・年金や一定額までの利子・配当所得について給与等から源泉徴収を行いつつ、金融所得も含めた全ての所得を合算して課税。キャピタルゲインや一定額以上の利子・配当所得がある場合は、税額の確定・精算手続として確定申告が必要だが、それ以外の場合は「Pay As You Earn (PAYE: 源泉徴収制度)」の中で課税関係が終了。将来的には、金融所得も含めた全ての所得に対する税務手続を PAYE の中で処理し、個人の確定申告を不要とする制度を志向。
- ・ 雇用者は、PAYE の下で、従業員の所得税・国民保険料の一元的な源泉徴収・納付が可能。給与所得者の税務手続コストを削減するため、PAYE の下、雇用者に情報を集め、また、電子化により、毎月の給与支払ごとの税額調整を実施し、歳入関税庁 (HMRC) への報告を行う、「Real Time Information (RTI)」を導入。

② 電子化を通じた納税者利便の向上

- ・ 個人や法人が各自のウェブアカウントから自身の税務情報を一覧できるようにすると同時に、申告・納税等の手続コストを削減するため、電子化を強力に推進。主要な税目については、既に、HMRC が提供するウェブサイト上で電子的に申告・納税等を行うことができるシステムとなっている。
- ・ また、個人事業主や法人については、今後、原則全ての事業者ウェブアカウントの保有を義務化し、年に一度の申告だけでなく、年度途中でも HMRC と緊密にコミュニケーションをとる環境が整備されていく予定。
- ・ 電子申告の利用状況は、所得税 89% (2015 年時点)、法人税 98%、付加価値税 99% (ともに 2013 年時点)。法人税・付加価値税は電子申告を原則義務化済である。

【Making Tax Digital】

- HMRC は、2015 年から納税手続の電子化の取組、いわゆる「MTD」を進めており、2020 年までにこの目標を達成する計画である。直近の所得税の確定申告の 90%以上がオンラインで行われていることから分かります。納税者は既に HMRC との電子的なやり取りに馴染みがあるが、この協力関係を更に強固にしていきたいと考えている。これは HMRC だけでなく、納税者にとっても利益が大きい取組であると考えます。なお、HMRC は租税だけでなく給付等も扱っているため、個人・法人問わず HMRC と関わる全ての主体を Customers と呼んでいる。(HMRC)
- 電子化を進めれば、Customers の手続はより速くシンプルになるほか、申告等を通じて集めた情報を HMRC が分析し、Customers 一人一人が置かれている状況に対する理解を深めれば、

テイラーメイドのサービスが可能となり、サービスの質の向上にもつながる。また、HMRCの人的資源の配分の点でも、より複雑な作業に注力することができるようになる。(HMRC)

- MTD は、正しい Customers が、正しい時期に、正しい申告を行うことで、①政府の歳入を最大化するとともに、②正確なデータと簡便なシステムによって Customers の行動を改善し、③HMRC と Customers 双方のコストを最小化すること、を目的とする。キーワードは4点。
 - ・ 1つ目は、「Intelligent Use of Data」。HMRC では、イギリスのタックス・ギャップは年間 80 億ポンド (1.1 兆円) にも上ると認識しているが、MTD を推進して多方面から得られるようになった情報を活用すれば、納税者の税額、給付や控除の受給資格等を正確に計算できるようになり、これを削減することが可能だと考えている。また、HMRC が既に保有している情報を Customers が再度申告する必要もなくなることから、確定申告も容易になるだろう。
 - ・ 2つ目は、「Real Time」。Customers がウェブアカウントを利用して四半期ごとに情報提供を行うようにすることで、HMRC はより取引に近い時点で、より正確な情報を得られるようになる。
 - ・ 3つ目は、「Single Financial Picture」。Customers は、ウェブアカウントから、24 時間 365 日いつでも自身の納税額や給付額等の財務情報にアクセスし、これらを一覧できるようにする。
 - ・ 4つ目は「Digital」。2016 年までに英国内の全ての事業者、そして 2020 年までに全ての個人納税者に、税務用のウェブアカウントを提供する。このサービスは 2015 年に開始したが、法人用は現時点で約 500 万件、個人用は約 900 万件開設されている。(HMRC)
- MTD は、まずは個人事業者を対象として、段階的に進める。多くの個人事業者がインボイス等を 1 年分ため込み、年末まで申告作業を行わない状況は問題であり、証拠書類の電子保存を認め、四半期に一度、財務会計情報を報告するようにすることで、年度途中も常に自社の状況を認識し、情報がより鮮明な状態で年度末の申告を行えるようにする。(HMRC、CBI)
- 情報の報告は、原則義務化する。既に 2017 年度からシステムのテストは開始しており、2018 年度からは付加価値税登録が必要な規模の個人事業者、2019 年度からはそれ以外の個人事業者が、四半期ごとの報告を行った上で、1 年を通じた確定申告を行うこととなる。2019 年度からは付加価値税についても四半期に一度申告内容に関係する情報の報告を義務付け、2020 年度からは法人税についても、四半期に一度の財務関係情報の報告を義務付ける予定。(HMRC、CBI)
- 情報の報告作業はシンプルで、Customers が利用している帳簿の作成・保存用ソフトウェアで自動的に計算された情報を、ウェブアカウントから HMRC に送信すれば良い。代理人が代わりにアカウントにアクセスして提出することも可能である。ソフトウェアの開発は、ソフトウェアプロバイダーが行っており、最終的には HMRC が認証したもののみが Customers の利用に供されるが、開発に参入する権利は民間事業者に広く認められている。(HMRC)
- MTD により、①年間約 10 億ポンド (1,340 億円) の増収によるタックス・ギャップの減少、②Customers の手続コストの約 1 億ポンド (134 億円) 分の削減、③HMRC 自身の徴税コストの削減等ができると考えている。(HMRC)

- 法人税の電子申告は 2011 年度から義務化され、現在の利用率は 99%に達している。残る 1% は、清算中の法人や、宗教上の理由で電子申告を行わない法人等である。(HMRC)
- 付加価値税の電子申告は 2012 年度から義務化され、現在ではほぼ全ての事業者が申告・納付をオンラインで行っている。課税事業者は、一定金額以上の売上有る事業者であり、あらかじめ HMRC に登録を行う必要がある。売上が付加価値税登録基準以下の事業者でも、還付を受けるために課税事業者になることを選択している場合もある。申告・納付は原則 3 か月ごとに年 4 回行うが、小規模事業者は年に一度だけ行う簡易方式を選択することも認められている。申告・納付の遅延には課徴金が科されるほか、未納付税額に対する利息も発生する。(HMRC)

【個人所得税と PAYE】

- PAYE は、いわゆる源泉徴収制度であり、1944 年に導入されて以降、制度の原則に大きな変更はない。HMRC がより詳細な情報を得る必要がある高所得者や、一定額を上回る利子・配当所得等がある者などは申告が必要だが、給与・年金以外に大きな所得がない人であれば、PAYE による源泉徴収で所得税に関する手続きが完結するため、申告は不要である。(欧州三菱商事)
- PAYE は、HMRC の管理の下、約 200 万の雇用者・年金支給者（源泉徴収義務者）が運用している。約 4,500 万人超の給与所得者・年金受給者に適用されており、2015 年度の所得税収約 1,684 億ポンド（22.6 兆円）のうち、1,500 億ポンド（20.1 兆円）が PAYE を通じて徴収された。PAYE では、最初に、HMRC から納税者と源泉徴収義務者に対して各納税者に適用可能な各種控除の額を示す「Tax Code」が送付され、源泉徴収義務者はソフトウェアを使ってこの「Tax Code」を管理し、自動的に源泉徴収を行い、電子的に納付する。(HMRC)
- 2004 年に PAYE の手続きに電子システムが導入され、大企業から順にその利用が義務化されてきた。2009 年には、HMRC の PAYE 管理システムの大規模改修が行われ、これまで分散して記録されていた各納税者の所得税や国民保険料の情報が統合されて、雇用関係の全ての情報が一覧可能となった。例えば、1 人の納税者が 3 か所で勤務していた場合、それまでは 3 つの勤務先それぞれのシステムに源泉徴収状況のデータが存在していたが、これらを 1 つの共有データベース上で管理できるようになった。(HMRC)
- 2014 年には、RTI が導入された。これは PAYE の導入以来、確定申告の導入に次ぐ最大の改革であり、HMRC は雇用者に対して、毎月の給与支払日までに、政府のウェブサイトログインして、給与額、控除適用額、所得税・国民保険料の源泉徴収額等の情報の報告を求めることとした。これにより、HMRC は、誰にいくら給与が支払われたのか、年度終了時まで待たずとも分かるようになった。(HMRC、欧州三菱商事)
- 源泉徴収義務者は、RTI とは別に、原則として毎月源泉納付も行う必要がある。ただし、月々の給与等の支払総額が 1,500 ポンド（20.1 万円）未満の場合は、源泉徴収義務者は四半期に一度だけ所得税の源泉納付を行うことも可能となっている。従業員数が 250 人以上の雇用者は、電子納付が義務化されている。(HMRC)
- 所得税は暦年課税ではなく、4 月 6 日から翌年 4 月 5 日を課税年度としており、いわゆる「年

末調整」作業は3月分の給与で済んでおり、3月の給与の支払後にボーナス等何らかの金銭等の支払が発生した場合には再度必要となる。従業員等は、給与以外の所得を得た時などは、HMRCに連絡の上Tax Codeを調整してPAYE内で所得税の支払を終わらせるか、直接HMRCに申告・納税をするかを選択できる。雇用者は、5月末に、源泉徴収票を従業員に渡すことになっており、従業員は、源泉徴収票とその他の所得の証明書等により、総所得額を把握する。その他、現物給付を示す書類も従業員に渡すことになっており、一定額以上の現物給付を受け取るとPAYEでは収まらなくなり、確定申告が必要となる。(欧州三菱商事)

- ペイロール・ギビング（寄附金控除）は、PAYEを利用して給与から天引きされる形で納税者がチャリティ（団体）に寄附を行い、控除を受ける制度である。従業員等がオンラインで寄附を行う団体を選択すると、源泉徴収義務者はその情報に基づき従業員等に適用される控除額を算出し、毎月従業員の代わりに寄附を行う。その他、ウェブサイトからチャリティに直接寄附をして、証明書を発行させて、確定申告を行うことも可能である。(欧州三菱商事)
- Tax Codeに変更があれば、HMRCは、これを企業に通知するとともに、政府のポータルサイト（Government Gateway）上のデータも更新する。雇用者はこれをダウンロードし、NIN（National Insurance Number：国民保険番号）を利用して自社の従業員のデータとマッチングする。以前は大量の紙情報を突合していたが、現在はボタン一つでこの処理が可能となった。Tax Codeが変更されると、本人に対してもCoding NoticeがEメールで送られ、ウェブアカウントから確認できる。アカウントがない人には郵送で連絡が来る。(欧州三菱商事)
- PAYEの申告・納付の遅延に対してはペナルティがあるが、HMRCではリスク分析に基づいたアプローチを採っており、基本的には、継続的に納付を怠っている等の深刻なケースにしかペナルティは科さない。(HMRC)

【個人所得税の確定申告】

- 従来、所得税については賦課課税方式が採用されていたが、1996年に申告納税方式が導入され、事業収入や不動産収入など、給与所得以外の収入がある納税者等は、確定申告を行うこととなった。確定申告は、納税者が自ら計算して税額を決定する点で、PAYEの導入以来最大の変革であった。厳密には、納税者自身が納税総額を計算して申告する方法と、申告はするが具体的な税額計算はHMRCに任せる方法があり、後者の場合、納税者が計算結果に同意できない場合には、租税審判所で争うことができる。ただし、現在ではほとんどの納税者は電子申告で自動的に税額計算するため、HMRCが税額の計算をするケースは少ない。(HMRC)
- 所得税は、利子・配当所得が一定額以下であれば、Tax Codeを調整することで、PAYEの手続内で処理を完結できるものの、それらが規定の額を超えた場合などには、納税者は確定申告を行う必要がある。HMRCとしても、MTDを推進し、金融所得も含め全てPAYE内で処理可能とすることで、究極的には個人が一切確定申告をしなくても済むようにしたいと考えているが、現時点では、タックス・ギャップをゼロにしていくという観点からは高額金融所得者の情報の把握は必要であり、まずは、確定申告が必要となる金融所得の「閾値」を徐々に引き上げることから進めていくのだろう。(HMRC)

- 確定申告書の提出については、紙申告は毎年 10 月 31 日まで、電子申告は翌年 1 月 31 日までである。納税者には、申告時にその内容が正しいことを宣誓する書類への署名を求められる。2015 年度の PAYE の対象者は約 4,500 万人だが、確定申告書の提出件数は約 1,160 万人だった。これらの数字はそれぞれの合計数で、PAYE 対象でかつ申告した納税者もいる。(HMRC)
- 所得税の申告や納付が期限内に行われなかった場合には、自動的にペナルティが科され、もしその状況が続けば、ペナルティは加算されていく。ペナルティは、定額のものと同額連動のものが併科される。納税者は、ペナルティを科されたことについて審判所に不服を申し立てる権利を有し、申告の遅延等に正当な理由があれば、ペナルティは取り消され得る。(HMRC)
- HMRC は、「Process Now - Check Later」という原則に従っており、まずは納税者の申告が完全に正確な情報に基づいている前提で処理を進め、もしその後の税務調査で非違が見つかった場合には、ペナルティを科することとしている。なお、Finance Act 2008 において、納税者の帳簿保存義務も定められており、調査時に帳簿が適切に保存されていなければ、ペナルティが科されることもある。(HMRC)

【納税者の行政負担の削減】

- イギリス税制は非常に複雑であり、また、HMRC は、事業者に対して税務に関する様々な手続や、情報の提供を求めているため、それにかかる時間、労力、費用負担などは、事業者にとっては、一種の行政手続コスト (Administrative Burdens) であると認識している。HMRC では、税務手続を簡素化し、このコストを可能な範囲で削減していきたいと考えており、その一つの方策としては、デジタル化の推進が重要であると考え、MTD を進めている。(HMRC)
- 政府は、行政手続コスト全般の削減についてターゲットを設けており、HMRC も不必要な事務手続の削減についてターゲットを設定している。ただし、税制は規制とは異なるものである。なぜなら、規制は納税者の行動を少し変えさせるだけのものだが、税制は納税者に正しいタイミングで必要な情報を政府に提供してもらい、正しく納税をしてもらうためのものだからである。したがって、HMRC は、税務手続コストの削減に当たっては、他の各種規制に対する場合とは異なるアプローチをとっている。(HMRC)
- 「租税は規制とは異なるもの」との考え方は、事業者の間でも共有されており、少なくとも大企業は同意するだろう。租税も規制も、事業者に何かをすることを求めるものであり、零細企業がその違いを峻別することは難しいかもしれないが、政府ではそう認識しており、政府横断の、事業者に対する研修の場等でも、税と規制の違いをしっかりと説明している。(HMRC)

(2) 新しい経済への対応を含めた制度の信頼性向上に向けた取組

制度の信頼性向上を図るため、HMRC から納税者本人及び関連する第三者に対して、一定の範囲で情報提供を要請することができることとされているものの、日本の利子・配当等の法定調書のような情報提供の仕組みは存在しておらず（保存義務は課されており、HMRC から求められれば提供する必要）、必要に応じ、情報提供を要請できる権限に

より取得した情報を活用してマッチングを行い、申告内容の適正性を確認している。

新しい経済への対応については、近年、デジタルエコノミーや、国際的な課税逃れ・脱税等の新たな問題に対応するために対象範囲を見直した、税務調査等に必要な情報の提供要請権を活用して対応していくことを念頭においている模様。

- ・ デジタルエコノミーや、国際的な課税逃れ・脱税等の新たな問題に対応し、タックス・ギャップを縮小するため、HMRC が税務調査等に必要な情報（文書、電子データ等）の提供を、納税者本人や第三者（金融事業者等）に対して要請できる範囲を、時代に合ったものに見直してきている。
- ・ HMRC からの情報提供要請の内容の適否の判断には、司法機関である租税審判所（Tax Tribunal）が関与する。
- ・ また、適時の情報把握により適正な課税を行うため、今後、個人事業主と法人には、四半期に一度、HMRC に財務会計情報を報告することを義務付け、納税者とのコミュニケーションを緊密化していく予定。（再掲）
- ・ 加えて、納税者本人や第三者が HMRC からの資料提供要請に非協力であったり、証拠資料の保存義務に違反したりした場合には、課徴金が科される。
- ・ 上記のような仕組みを通じて提供されたデータの分析・マッチングを実施し、納税者のリスク分析等を行うことで、税務調査の効率化・適正化を進めていく。
- ・ 厳格な要件の下、他の行政機関とも情報を共有し、税務行政に活用している。

【情報提供要請、税務調査】

- HMRC には納税者や第三者に対して一定の範囲で情報の提供を要請する権限はあるが、日本の法定調書のような仕組みは無い。日本の調書一覧を見る限り、イギリスではいずれも納税者に保存は求められているが、HMRC から求められた時に提供するだけでよい。（HMRC）
- HMRC の情報提供要請権限については、Finance Act 2008 の Schedule36 の規定が設けられたことによって大きな変革がもたらされ、様々なデータを要請することができるようになった。Schedule36 に定められた「Information Notice」の制度は、HMRC が納税者の納税額の適否を確認するために、あらかじめ租税審判所の許可を得て Notice を発行し、納税者本人や第三者に必要な情報の提供を要請するための制度である。通常は、まずは納税者自身に情報提供を求める。第三者は、個人でも企業等でも構わない。もし納税者らが Notice に従わず情報提供を拒んだ場合には、HMRC からペナルティが科されるが、その適否については、納税者は原則として租税審判所で争うことができる。（HMRC）
- 第一層租税審判所は、4 階層ある裁判所組織の最下層に位置する司法機関である。判事は、弁護士などの独立した立場の者が務める。なお、審判所には、租税審判所の他にも、給付審判所（Benefit Tribunal）など、様々な類型がある。（Redston 教授）
- 以前から、HMRC は「文書（documents）」を取得する権限を有していたが、2008 年からは文書化されていない「情報（information）」の取得も可能になった。加えて、HMRC は納税者のタックス・ポジションを質問することも可能になった。タックス・ポジションは、Finance Act

2008 で非常に広く定義されており、納税者の過去、現在、未来のあらゆる納税義務を指す。外国で納付する税も含む、あらゆる税目を対象とし、HMRC は、いかなる時点・期間についても、また、仮に納税者が死亡したり、会社が倒産したりしても、この権限を行使できる。(HMRC)

- HMRC は通常、まずは非公式に納税者に接触するが、納税者から自主的に情報提供が行われなかった場合には、この情報提供要請権限を行使し、Notice を発行して納税者に提供を求める。HMRC は、発行する Notice において、どのような情報が必要か特定する。(Redston 教授)

【First Party Notice】

- 納税者本人に発出する Notice を、First Party Notice と言う。HMRC は、First Party Notice を使えば、納税者に対して、合理的な要請 (reasonably required) である限りどのような情報でも提供を求めることができる。ただし、要請が合理的かどうかの立証責任が納税者側にあるのか国税当局側にあるのかは明確でなく、未解決の問題。(Redston 教授)
- HMRC は、法律上保存が義務付けられている記録「Statutory Records」について、いつでも情報提供を求めることができる。Statutory Records の範囲は広く、HMRC がこれに含まれると判断し、提供を求めた場合には、納税者は必ず提供しなければならない。納税者は、この要請の適否について、租税審判所に訴えることはできない。法律では、事業者は「帳簿等の書類は6年間保存する必要がある」と定められている。(Redston 教授)
- Statutory Records だけでは、HMRC は「納税者がなぜそのように行動したのか」までは分からず、その行動理由を解明できなければ、租税回避か否かも分からないため、HMRC が納税者に行動理由を尋ねることも、一般的に「合理的な要請」と解される。(Redston 教授)
- 通常、税務争訟は、第一層租税審判所、第二層租税審判所、控訴院、連合王国最高裁判所と進むが、First Party Notice に関する争訟は、第一層審判所が一度「合理的な要請である」と判断したら、控訴はできない仕組みとなっている。これは税務争訟では珍しいパターンだが、そうでなければ、最高裁まで争われ、結論が出る頃には情報が古くなってしまいうため、やむを得ない。(Redston 教授)
- 納税者が Notice で求められた情報を提供しなかった場合、HMRC は課徴金を科すことができる。最初の課徴金は 300 ポンド (4 万円) で、その後 30 日以内に納税者が情報提供に応じなかった場合、1 日ごとに 60 ポンド (8 千円) が追加される。不注意又は意図的に書類を破棄した場合の課徴金の上限は、3,000 ポンド (40.2 万円) である。課徴金に関しても納税者が審判所で争うことは可能で、正当な理由があれば免除されるが、通常は HMRC の主張が認められる。(Redston 教授)

【Third Party Notice】

- HMRC は第三者に対しても Notice を発行し、情報提供を要請することができる。当該第三者は、HMRC の要請が合理的でないと考えれば租税審判所に訴えることも可能だが、一般的には、Notice に従うことが多い。HMRC が調査の対象者を特定していない場合も、本制度を使って第三者に対し情報提供を要請することができる。(Redston 教授)

【Ex parte Notice (現在の名称 : Without Notice Application)】

- HMRC は、Ex parte Notice と呼ばれる Notice を発行して調査を行うこともできる。これは、主に金融事業者等の第三者に対して発行されるもので、租税審判所から事前に許可を得る必要がある。Third Party Notice の場合は、まず第三者に対して情報提供を依頼し、それが拒まれた場合に、租税審判所に Notice の発行を求めた上で再度情報提供を要請するのに対し、Ex parte Notice の場合は、あらかじめ租税審判所の許可を得た上で第三者に情報の提供を要請できるため、当該第三者を通じて調査対象となる納税者本人に Notice の発行が伝わり、脱税した資金を隠されてしまうといったリスクが低減する。(Redston 教授)
- HMRC があらかじめ租税審判所の判事に情報提供要請が合理的である旨を説明し、その許可を得た上で Notice を発行する本制度では、納税者や第三者はその適否について租税審判所に訴えることはできない。そのため、HMRC は後の手続について懸念する必要がなく、税務調査の観点からは非常に効率的な制度である。ただし、この Notice の権限は強力であり、HMRC も慎重になっているのか、あまり行使されていないようである。(Redston 教授)

【Bulk Information Power】

- HMRC は、Bulk Information Power と呼ばれる権限によって、生命保険会社などの銀行を除く金融機関から顧客に関する情報の提供を受けられるようになった。HMRC は、提供されたデータを独自のシステムに入力して、納税者の確定申告内容とのマッチングを行っており、例えば、保険会社から保険金を得た納税者が、不注意であれ、意図的であれ、その所得を申告していなかった場合には、これを発見できるようになった。なお、提供を要請できる対象は、年々少しずつ拡大されている。(HMRC、Redston 教授)

【法人税・付加価値税の申告等に関するペナルティ、税務調査】

- 法人税申告の遅延に対する課徴金は、3 か月までが 100 ポンド (1.3 万円) で、それ以降になると 200 ポンド (2.7 万円) が科される。6 ヶ月以上遅延すると、追加的に未納付金額の 10% の課徴金が加算され、さらに、1 年遅れると、これが 20% に引き上げられる。また、納付の遅延の場合は、利子が加算される。(HMRC)
- HMRC が税務調査を行った際に必要な帳簿書類等が適切に保存されていなかった場合、最高 3,000 ポンド (40.2 万円) の課徴金が科される。保存すべき帳簿書類等は、完全な申告書の作成に必要な全ての書類である。保存義務は原則 6 年間だが、税務調査中に期限が来れば延長される。過誤又は故意による不正確な申告にも、ペナルティが科される。(HMRC)
- HMRC は納税者との合意に基づいて税務調査を行うことが一般的だが、付加価値税に関しては、無予告で臨場することもできる。付加価値税に関する帳簿書類の保存義務も 6 年間であり、申告内容に関係する書類を幅広く保存する必要がある。(HMRC)
- 歴史的な経緯もあって、HMRC 内の法人税と付加価値税のシステムはそれぞれ完全に独立しており、システム同士で情報のやり取りはしない。したがって、HMRC が付加価値税の徴収のために集めたデータを法人税の調査に活用するといったこともしていない。今後 MTD が進めば、

これらを同一のシステムで管理することもあり得るのではないか。ただし、法人税と付加価値税を担当する職員同士は自由に情報共有することができる。(HMRC)

【新しい経済への対応】

- 近年、デジタルエコノミーによる課税逃れ・不納付等が新たな問題となっていることを踏まえ、HMRCには、Finance Act 2016によって、「地下経済」(hidden economy)に対抗するために、①プラットフォーム事業者や、②クレジットカード会社等、電子的な支払いサービスの提供者から、取引の当事者に関する情報を取得できる権限が付与された。ただし、HMRCが金融事業者に幅広く提供を要請できる情報は、利子所得に関するものだけであり、預金者を特定せずに個人口座の取引情報を幅広く要請する権限はない。(HMRC)
- 電子化の進展や、UBER等のオンライン事業者のような新しいビジネスの出現を踏まえ、HMRCや会計事務所では、それらの税務情報をどのように集めて記録し、分析するかを検討している。例えば、法人税の申告書は企業の財務諸表等に基づいて作成されるが、オンライン事業者とそれ以外の事業者を比較すると、前者は様々なところから収入を得ていることから、収入の源泉を特定し、財務諸表が正しい情報に基づいて作成されているのかどうかを判断することがより難しいものと思われる。また、最近では小売業界も次々にオンライン化を進めているが、そうした中では、消費者がどこにいるか、付加価値税が課税されるのかといった新たな論点も生じうる。(EY)
- 被用者と自営業者は、所得税や国民保険料の申告・納付の方法が大きく異なっているが、UBERの事業モデルの特徴は、UBERの運営者とドライバーが雇用関係にない点であり、ドライバーは自営業者として自ら確定申告をしなければならない。近年では、このように雇用関係を結ばずにプラットフォームだけを提供する形態の事業者が増え、その結果、頻繁に転職したり、副業を行う納税者を増やしたりした側面もあると思う。しかし、現在のイギリスの税制は、多くの人々が自営業者として確定申告を行ったり、納税者が頻繁に職を変えたりすることを想定しておらず、こうした問題にどのように対応していくかは考えなくてはならない。また、プラットフォーム形態の事業は、税務上の問題のみならず、労働者の権利をどのように定めるか、どのように国民保険料を徴収すべきか、といった新たな問題も生んでいる。(EY)
- 被用者と自営業者とで、課税方式が大きく異なる現在のイギリス税制は、必ずしも電子化時代にふさわしいものではないと考える。まずは、税制そのものについて、被用者と自営業者との税務上の取扱いの違いをなくしていくことが重要。(EY)
- HMRCでは、Information Notice等の新しい経済に対応するための情報提供要請権限を駆使して情報を集め、納税者の申告情報とマッチングを実施し、リスク分析を行っている。その際には、高リスクの納税者に係る情報の提供を集中的に求めるなど、HMRCの限られた人的資源を効率よく活用するようにしている。(HMRC、Redston教授)

【他の行政機関との情報共有】

- HMRCには納税者情報に関する守秘義務が課されており、全て安全な状態で保有する責任があ

る。これは「2005年歳入関税に関わるコミッショナー法 (Commissioners for Revenue and Customs Act 2005)」に明記されており、法律上の根拠がない限り、たとえ他の政府機関であっても、外部に情報を共有することはできない。同法が情報共有に関して定めている要件は、①法律によって、「この情報はこの省庁に対して共有できる」と規定されていること、②HMRCの職務上の目的、例えば租税の徴収等に資すること、③当該情報の共有に公益上の必要性が認められること、④関係者(納税者)が共有に同意していること、⑤裁判所の指示による場合、の5点である。(HMRC)

- HMRCは、労働年金省 (Department for Work and Pensions, DWP)、ビジネス・エネルギー・産業戦略省 (Department of Business, Energy and Industrial Strategy)、国家統計局 (Office for National Statistics)、年金規制機構 (Pensions Regulator)、法務省 (Ministry of Justice)、内務省 (Home Office) など、他の政府機関等と共同で様々な業務を遂行しているが、これらの機関と情報の共有については、個別の法律で認められている場合に限り可能となっている。情報の共有に当たっては、法的根拠があることに加えて、他の目的に転用されないことがないよう、相手機関との間で、継続的なデータ移転の場合は覚書 (MoU)、一度限りのデータ移転の場合は合意文書 (agreement) を交わす必要があり、その中には、共有相手や共有する情報の使用目的、情報の保護・廃棄方法等を明記する必要がある。(HMRC)
- HMRCは、当該政府機関の業務内容に極めて密接に関連している場合に限り、HMRC自身の職務上の目的だけでなく、相手方の目的に資するために他の政府機関等に情報を共有することも可能となっている。例えば、法務省が個人に科した料金の徴収が難航している場合に、その雇用者に関する情報が法務省にとって有用であれば、同情報の提供が認められる。また、内務省との間では、その入国管理や国籍関係の業務を補佐するための情報の共有が可能である。加えて、HMRCと最も多くの情報の共有を行っているパートナーであるDWPとの間では、そのあらゆる業務を補佐するための情報の共有が可能と、広範な規定となっている。(HMRC)
- より幅広い情報共有方法としては、「電子経済法 (Digital Economy Act)」によるものがある。引き続き、共有対象となる機関や組織は法律で特定されている必要があるが、この法律により、他機関と共有可能な情報の範囲が広がり、「対象不特定情報 (Non-Identifying Information)」も対象に含まれるようになったため、より柔軟な対応が可能となった。(HMRC)
- HMRCは、情報共有の範囲を広げる様々な特例を定めた全ての法律に優先するものとして、「データ保護法 (Data Protection Act)」と「人権法 (Human Rights Act)」に反することのないよう留意しなければならない。法的根拠があるいかなる情報共有であっても、この2つの法律に鑑みて、公正か、合法か、関連性があるか、提供される情報量が使用目的との関係で均衡がとれているか、を考慮する必要がある。(HMRC)

(備考) 邦貨換算レートは、1ポンド=134円(裁定外国為替相場：平成29年(2017年)1月中適用)。

(以上)